

第六十一号議案

江戸川区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成二十四年三月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第三条第一項ただし書中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、同項第二号中「法人（」を「宗教法人（」に、「第五十二条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十九条第一項に規定する従たる事務所」を「規定により登記された事務所」に改め、同項第三号中「第四条の規定による認定を受けた法人」を「第二条第三号に規定する公益法人」に、「同法第七条第一項第二号に規定する主たる事務所又は従たる事務所」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定により登記された事務所」に改める。

第九条第二項中「、又は」を「又は」に改める。

付 則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

（説明）

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の改正に伴い、宗教法人の従たる事務所の所在地における登記の義務が廃止されることから、条例中で引用している同法の根拠条文が削除されるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。